

(保 97) (介 54)  
平成 30 年 7 月 10 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦

「公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について」等の送付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

公害健康被害の補償等に関する法律（以下、公健法）による療養の給付等と介護保険法による医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規定等に基づき行われてきたところであります。

今般、公健法施行規則の一部改正により、平成 30 年 4 月に新設された介護医療院につきましても、公害認定を受けた方の利便に供するため、療養の給付（現物給付）を執り行う公害医療機関として位置づけられました。併せて、環境省発出の事務連絡「公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付等と介護保険法の医療給付等との調整について」（以下、調整事務連絡）にも一部改正が行われ、公健法の療養の給付と調整を行う介護保険法の医療給付に係る給付費について、介護医療院サービスに掲げる給付費が追加されました。

介護医療院における公健法に関する給付費は、介護療養型医療施設と同様との取扱いとなりますが、ご不明の点などがあれば、対象患者の公害手帳の発行元となる自治体へお問い合わせいただきたいと思います。と存じます。

貴会におかれましても本内容をご了知いただきますとともに、郡市区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

## 記

(添付資料)

- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

(平成30年5月17日 環企発第1805171号 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長通知)

- ・ 「公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付等と介護保険法の医療給付等との調整について」の一部改正について

(平成30年7月2日 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室事務連絡)

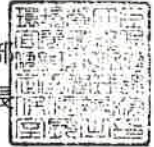
以上



環企発第 1805171 号  
平成 30 年 5 月 17 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

環境省大臣官房環境保健部  
環境保健企画管理課保健業務室長



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

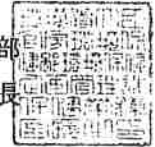
標記について、別添のとおり関係地方公共団体に通知しましたので、御了知方お願いいたします。



環 保 企 発 第 1805171 号  
平 成 30 年 5 月 17 日

公害健康被害の補償等に関する法律  
主管部（局）長 殿

環境省大臣官房環境保健部  
環境保健企画管理課保健業務室長



公害健康被害の補償等に関する法律施行規則等の一部改正について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（平成 30 年環境省令第 3 号。以下「省令」という。）及び公害医療機関の療養に関する規程の一部を改正する件（平成 30 年 3 月環境省告示第 31 号）が平成 30 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたところです。

これらの改正の主な内容は下記のとおりですので、関係方面へ周知していただくとともに、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）による療養の給付等と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規定等に基づき行われてきたところです。

（1）公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正（省令第 1 条関係）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）等の施行により、平成 30 年 4 月から長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院が創設されることから、被認定者の利便に供するため、療養の給付（現物給付）を執り行う公害医療機関として位置付けたこと（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 17 条の 2 関係）。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令（平成24年環境省令第4号）の一部改正（省令第3条関係）

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた公害医療機関として扱うことのできる期限を6年延長すること（附則第2項関係）。

## 2. 公害医療機関の療養に関する規程の一部を改正する件

上記1.(1)のとおり公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部が改正され、介護医療院が公害医療機関とされたことに伴い、療養の給付の記録として、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）において定められている事項を含めることとしたこと（公害医療機関の療養に関する規程（昭和49年8月環境庁告示第48号）第7条関係）。



事 務 連 絡  
平成 3 0 年 7 月 2 日

公害健康被害の補償等に関する法律  
主管部（局） 御中

環境省大臣官房環境保健部  
環境保健企画管理課保健業務室

「公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付等と  
介護保険法の医療給付等との調整について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）の療養の給付等と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の医療給付等との調整については、公健法第 14 条第 1 項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 295 号）第 7 条第 1 項第 28 号の規定により定められており、その詳細については、「公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付等と介護保険法の医療給付等との調整について」（平成 12 年 3 月 27 日付け環境庁環境保健部保健業務室発事務連絡。以下「調整事務連絡」という。）により示しているところです。

この度、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により介護保険法が改正されたことから、調整事務連絡を下記のとおり改めることとしたので、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いします。

記

2.（2）②の次に「③ 介護医療院サービスに掲げる給付費」を加える。

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. (略)</p> <p>2. 調整の対象となる介護保険法の給付費 この事務連絡において、公健法の療養の給付等と調整を行う介護保険法の医療給付等に係る給付費（以下「調整対象給付費」という。）は以下の給付費をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ①・② (略)</p> <p>③ <u>介護医療院サービスに掲げる給付費</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 調整の対象となる介護保険法の給付費 この事務連絡において、公健法の療養の給付等と調整を行う介護保険法の医療給付等に係る給付費（以下「調整対象給付費」という。）は以下の給付費をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ①・② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>

(参考：改正後全文)

事務連絡

平成12年3月27日

最終改正平成30年7月2日

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局） 御中

環境庁環境保健部保健業務室

公害健康被害の補償等に関する法律の療養の給付等と介護保険法の医療給付等  
との調整について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）の補償給付については、公健法第14条に基づき他の法律による給付等との調整を行ってきたところである。

介護保険法（平成9年法律第123号）については、平成12年4月1日から施行されることとされており、公健法の療養の給付等と介護保険法の医療給付等との調整については、平成12年3月8日に開催された全国介護保険担当者会議において「公費負担優先の給付の対象となるサービスに係る請求の事務等について」（以下「担当者会議資料」という。）が示されたところである。その運用に当たっては、下記のとおり取り扱うこととし、平成12年4月1日から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、その適正な運用に努められたい。

なお、下記事項については、厚生省老人保健福祉局と協議済みであることを念のため申し添える。

記

1. 調整に係る政令改正について

公健法の補償給付と他の法律による給付等との調整については、公健法第14条に基づき、公害健康被害補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号。以下「公健令」という。）第7条第1項各号に規定する法律と調整を行っているところである。

介護保険法との調整については、平成12年4月1日施行の「介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成11年政令第262号）において、介護保険法を公健令第7条第1項第27号に加えることとされており、介護保険法に



についても、健康保険法等他の法律と同様の調整が行われることとなる。

これにより、公健法の補償給付がなされた場合には、介護保険法により公健法の補償給付に相当する給付を支給すべき介護保険法の保険者（以下「介護保険者」という。）は公健法により支給された補償給付の価額の限度で支給義務を免れることとなり、逆に、介護保険法から公健法の補償給付に相当する給付が先に支給された場合には、公健法主管部局はその価額の限度で支給義務を免れるが、この場合、介護保険者は公健法主管部局が補償給付の支給を免れた価額の限度で公健法主管部局に対して求償することができることとなる。

## 2. 調整の対象となる介護保険法の給付費

この事務連絡において、公健法の療養の給付等と調整を行う介護保険法の医療給付等に係る給付費（以下「調整対象給付費」という。）は以下の給付費をいう。

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号。以下「居宅サービス算定基準」という。）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表に掲げる次の給付費

- ① 訪問看護費
- ② 訪問リハビリテーション費
- ③ 居宅療養管理指導費
- ④ 通所リハビリテーション費
- ⑤ 短期入所療養介護費（ただし、介護老人保健施設における短期入所療養介護費については特別療養費及び緊急時施設療養費に限る。）

(2) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第21号。以下「施設サービス等算定基準」という。）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に掲げる次の給付費

- ① 介護保健施設サービスに掲げる次の給付費
  - 特別療養費
  - 緊急時施設療養費
  - 所定疾患施設療養費
- ② 介護療養施設サービスに掲げる給付費
- ③ 介護医療院サービスに掲げる給付費

(3) 指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号。以下「指定地域密着型サービス算定基準」という。）別表指定地域密着

型サービス介護給付費単位数表に掲げる次の給付費

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）のうち訪問看護サービスを行う場合及びその加算に限る。）
- ② 複合型サービス費（ただし、看護小規模多機能型居宅介護費及びその加算に限る。）

（４）指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「介護予防サービス算定基準」という。）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表に掲げる次の給付費

- ① 介護予防訪問看護費
- ② 介護予防訪問リハビリテーション費
- ③ 介護予防居宅療養管理指導費
- ④ 介護予防通所リハビリテーション費
- ⑤ 介護予防短期入所療養介護費（ただし、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費については特別療養費及び緊急時施設療養費に限る。）

### 3. 調整の具体的な取扱いについて

（１）公健法の補償給付として扱う場合

介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた公健法被認定者（以下「調整対象者」という。）が、公健法の認定に係る指定疾病（以下「認定疾病」という。）に係る療養の給付等を受けける場合は、現行どおり公健法の補償給付を行うこととなる。

なお、介護保険法に規定する居宅介護支援事業者は、調整対象者が、調整対象給付費に係る医療の給付等を受けようとする場合は、その主治医に当該給付が公健法の療養の給付の対象となるか否かの判断を事前に求め、その判断に基づき公健法の療養の給付の対象となる介護保険法の医療給付等については、給付管理票に位置付けないこととされている。

（２）公健法の療養の給付等と介護保険の医療給付等の費用負担に係る調整が必要な場合

調整対象者が、認定疾病以外の疾病が主たる原因で介護療養施設に入院している場合等、（１）によらない場合においては、認定疾病に係る医療の給付等が行われた場合、公健法の療養の給付等と介護保険法の医療給付等との費用負担に係る調整が必要となる。その際の調整方法を以下に示す。

なお、以下において、「公害報酬額」とは、調整の対象となる医療の給付等について、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月環境庁告示第40号）に基づき算定した額をいうものとし、「介護報酬額」と

は、調整の対象となる医療の給付等について、居宅サービス算定基準、施設サービス等算定基準、指定地域密着型地域サービス算定基準及び介護予防サービス算定基準により算定した額をいうものとする。

① 認定疾病に係る医療が療養の給付（現物給付）によって行われた場合

ア. 公害報酬額が介護報酬額を超える場合

医療機関等は、調整対象者に対し、公健法の療養の給付を行い（調整対象者の自己負担無し）、公健法主管部局に対し、公害報酬額を請求し、支払いを受けることとなる。

イ. 介護報酬額が公害報酬額を超える場合

医療機関等は、調整対象者に対し、公健法の療養の給付を行い、介護報酬額と公害報酬額の差額のうち自己負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

また、公健法主管部局に対しては、公害報酬額を請求し、介護保険者に対しては、介護報酬額と公害報酬額の差額のうち介護保険負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

なお、医療機関等が、介護保険者に対し、介護保険法に基づき請求すべき費用がある場合には、公害診療報酬明細書等の写しを添付し、介護保険者に対し請求する費用を明確にした上で請求することとされている。

② 認定疾病に係る医療が療養の給付（現物給付）によって行われなかった場合

認定疾病に係る医療の給付等については、療養の給付が原則であるが、この原則が何らかの理由により守られず、認定疾病に係る医療が介護給付の扱いを受け、調整対象者が介護報酬で算定された介護給付の自己負担額を支払った場合の取扱いは次のとおりである。

ア. 公害報酬額が介護報酬額を超える場合

医療機関等は、調整対象者に対し、介護保険法に基づく医療を行い、介護報酬額のうち自己負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

また、介護保険者に対しては、介護報酬額のうち介護保険負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

公健法主管部局は、調整対象者、介護保険者からの請求に基づき、それぞれが負担した額を支払うこととなる。

イ. 介護報酬額が公害報酬額を超える場合

医療機関等は、調整対象者に対し、介護保険法に基づく医療を行い、介護報酬額のうち自己負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

また、介護保険者に対しては、介護報酬額のうち介護保険負担額を請求し、支払いを受けることとなる。

公健法主管部局は、調整対象者、介護保険者からの請求に基づき、調整対象者に対しては、認定疾病の療養に係る自己負担額を支払い、介護保険者に対しては、公害報酬額から調整対象者が支払うべき自己負担額を控除した額を支払う。

#### 4. 公害報酬額の請求書様式

(1) 医療機関等が、2(1)①から④まで、2(3)又は2(4)①から④までに該当する療養の給付を行った場合に用いる請求書様式は、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和49年9月総理府令第64号。以下「請求省令」という。)に規定する様式第一号から様式第六号まで(様式第二号(一)を除く。)のうち請求する公害医療機関の区分に従い適切なものとする。

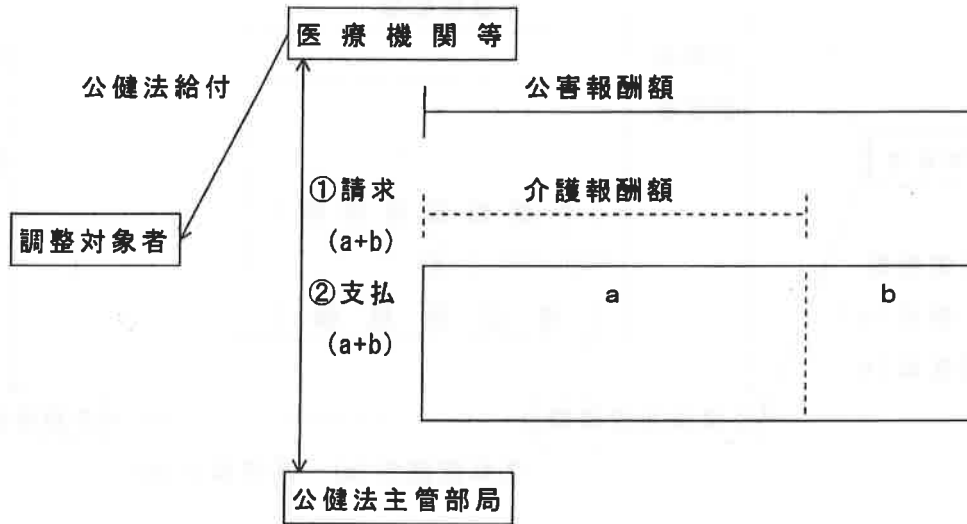
(2) 医療機関等が、2(1)⑤、2(2)又は2(4)⑤に該当する療養の給付を行った場合に用いる請求書様式は、請求省令様式第一号及び第二号(一)とする。

(参考1)

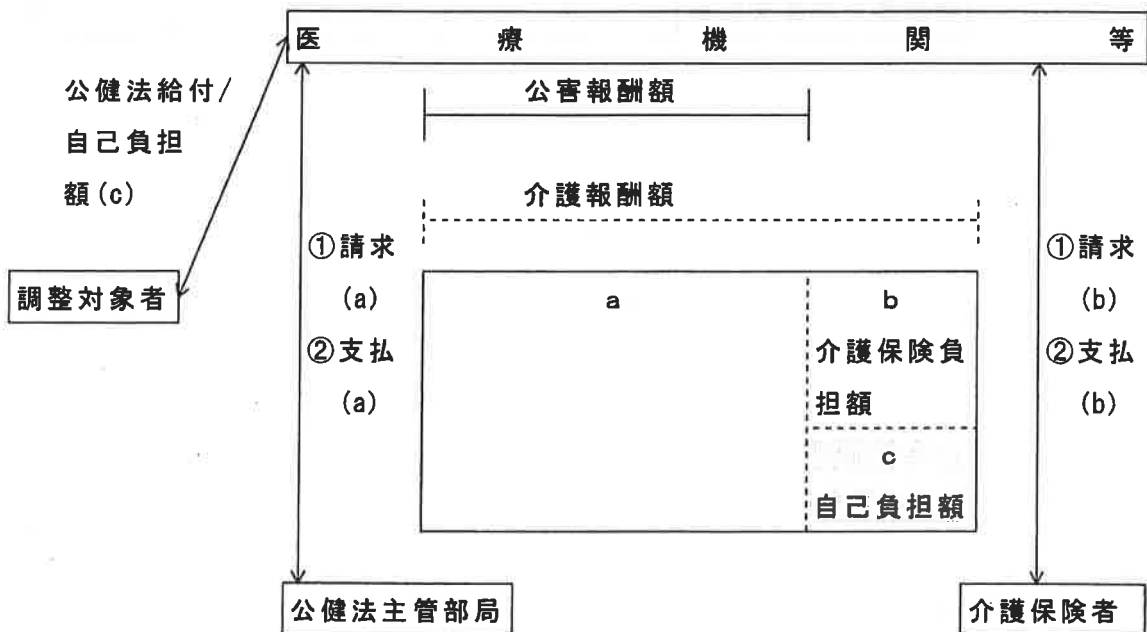
公健法の療養の給付等と介護保険の医療給付等の費用負担に係る調整が必要な場合の取扱い

1. 認定疾病に係る医療が療養の給付（現物給付）によって行われた場合

ア. 公害報酬額が介護報酬額を超える場合【事務連絡3（2）①アの場合】

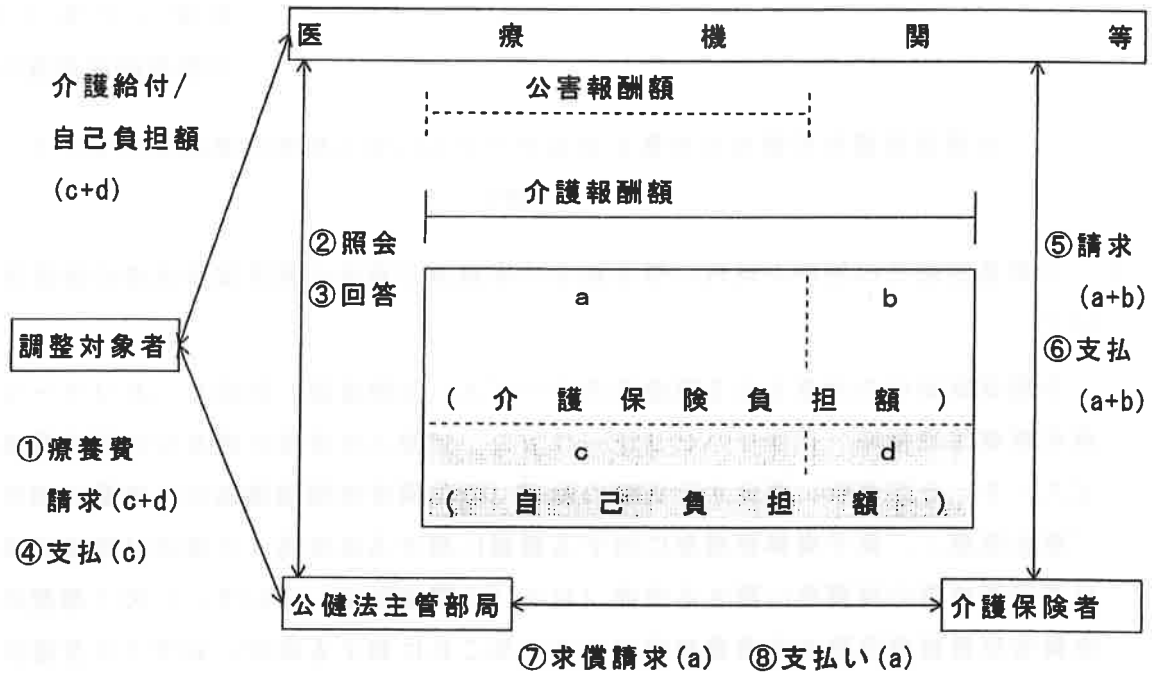


イ. 介護報酬額が公害報酬額を超える場合【事務連絡3（2）①イの場合】





イ. 介護報酬額が公害報酬額を超える場合【事務連絡3(2)②イの場合】



〔求償の前後の患者等の負担額〕

	調整対象者	公健法主管部局	介護保険者
当初請求時	c+d	0	a+b
療養費支払後	d	c	(a+b)
療養費+求償支払後	d	a+c	b

(参考2)

平成12年3月8日  
介護保険制度施行準備室

公費負担優先の給付の対象となるサービスに係る請求の事務等について  
(抄)

1. 公費負担優先の医療の給付に係る請求の事務及び居宅介護支援事業者の留意事項について

介護保険給付の対象となる医療系のサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び介護療養施設サービス）を、介護保険に優先する医療の給付（戦傷病者特別援護法の「療養の給付」及び「更生医療」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条の「医療の給付」、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公害補償法」という。）の「療養の給付」、労働者災害補償保険法の療養補償給付その他これに類する給付。以下「公費優先医療給付」という。）の受給権者が受けた場合における、医療機関による報酬の請求の取扱い等については以下のとおりとする。

(1) 請求の基本的な取扱い

- ① そもそも、公費優先医療給付の給付額は、要介護者等に対して行われた場合であっても介護保険の支給限度額管理の対象とはならない。
- ② 医療系のサービスが公費優先医療給付の対象となる場合の報酬の請求については、国保連合会の介護給付費審査委員会における審査支払の対象とはならず、医療機関は、現行どおりの審査支払機関に、現行どおりの手続により請求することとなる。
- ③ 報酬の算定についても、現行どおりの報酬点数が適用されることとなる。

(2) 注意が必要な場合の取扱い

介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び医師による居宅療養管理指導については、現行の診療報酬体系上、これと全く同一のサービスが位置付けられているわけではないので、こうしたサービスが公費優先医療給付の対象となる場合には、これらに相当するサービスに係る点数を適切に適用することとなる。より具体的には以下のような取扱いが考えられるが、最終的には、各公費負担医療担当部局において判断がなされることとなる。

① 公費優先医療給付の対象者が介護保険適用の療養型病床群等に入院した場合の報酬請求の取扱い

公費優先医療給付の趣旨及び介護保険適用病床は専ら要介護者が入院するためのものであることに鑑み、公費優先医療給付の対象者は療養型病床群等のうち医療保険適用部分に入院することが原則であるが、例外的に、例えば、小規模な医療機関で医療



保険適用病床が満床であるような場合であって、介護保険適用の療養型病床群等に公費優先医療給付の対象者が入院するときは、以下のとおり取り扱うものとする。

イ（略）

ロ 公害補償法の療養の給付や労働者災害補償法の療養補償給付等については、それぞれの制度に応じて適用すべき報酬点数があるので、そのうちの介護療養施設サービスに相当するサービスに係る点数が適用される。

ハ 公害補償法の療養の給付については、医療機関において、個々の治療行為に公害補償法独自の報酬点数を当てはめていくこととなるが、公害疾病と無関係な治療行為については公害補償法の療養の給付の対象とはならず、介護保険給付の対象となる。その部分の請求手続等については、現行制度上、医療保険の包括点数が適用されている病床において同様の状況が生じた場合と同様（詳細については別紙1参照）である。

## ② 短期入所療養介護について

当該公費負担医療に適用される診療報酬点数上、単なる短期間の「入院」という取り扱いとする。ベッドが介護保険適用ベッドである場合に適用される報酬は、介護療養型医療施設の場合と同様（ただし、短期入所療養介護のサービスの趣旨を考えれば、公費優先医療給付の対象となることは通常は考えにくい）。

## ③ 医師による居宅療養管理指導について

医師による居宅療養管理指導により、提供されるサービスが公費優先医療給付の対象となる場合は、現行の診療報酬点数が適用されるが、この場合、当該点数の適用は、情報提供や介護上の指導を内容とするサービスに係る点数のうちから適切なものを適用することとなる。

## (3) 居宅介護支援事業者の留意事項

上記のほか、居宅介護支援事業者が留意すべき事項は以下のとおり。

- ① 公費優先医療給付の受給資格者である利用者が医療系サービスを利用する場合は、その主治医に当該サービスが公費優先医療給付の対象となるか否かの判断を事前に求め、その判断に基づき公費優先医療給付の対象となるサービスについては、給付管理票に位置付けないこと。
- ② 公費優先医療給付の対象となるサービスについては、一割負担が生じないことに留意すること。
- ③ 公費優先医療給付の対象となる居宅サービスも、居宅サービス計画には位置付けられるべきものであり、公費優先医療給付の対象となるサービスだからといって、サービスの利用調整を拒否してはならないこと。

2.（略）

(別紙1)

介護保険法に基づく給付（介護療養施設サービス又は短期入所療養介護に係るものに限る。）と公害補償法に基づく療養の給付との調整について

公害補償法に基づく療養の給付を受ける者は、公害疾病が主たる原因で入院する場合は医療保険適用病床に入院することを原則とするが、公害疾病以外の疾病が主たる原因で介護保険適用病床への入院がより適切と考えられる場合（要介護認定を受けている場合に限る。）や、例外的に、小規模な医療機関で医療保険適用病床が満床であるような場合にやむを得ず介護保険適用病床に入院している場合の介護保険法に基づく給付（介護療養施設サービス又は短期入所療養介護に係るものに限る。）と公害補償法に基づく療養の給付との調整については、以下のとおり取り扱うものとする。

#### 1. 調整の方法について

介護保険適用病床における入院患者であって、介護保険法に基づく給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる者について、介護保険法又は公害補償法に基づいて支払う費用は、次のとおりとする。

##### (1) 介護保険法に基づき支払う費用

指定居宅サービス介護給付費単位数表又は指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定した額の合計額から、(2)により公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額（控除後の額が0円以下である場合にあっては0円）とする。

##### (2) 公害補償法に基づき支払う費用

当該介護療養施設サービス又は短期入所療養介護に含まれている診療行為のうち、公害補償法の支給対象となるものについて、公害補償法の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）に基づき算定した額の合計額とする。

#### 2. 調整が必要な場合の請求事務について

(1) 医療機関は、公害補償法の給付を行う者に対して、公害補償法に基づく請求書により、現行どおりの請求を行う。

(2) 介護保険者に請求すべき額がある場合には、国保連に対して、当該利用者に係る介護保険の明細書を作成の上、公害補償法の請求書の写しを添付して、介護保険から支払を受ける費用を明確にした上で請求を行うこと。

(3) (2)による請求は、他の介護保険の被保険者に係る介護報酬の請求とは区別して行うこと。

(参考)

現行の老人医療の保険給付（いわゆる包括点数となる場合）と公害補償法の給付との間においても、「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」（平成10年3月31日老健第70号保険発第51号・厚生省老人保健福祉局老人保健課長・厚生省保険局医療課長連名通知）により基本的に同様の方法で調整が行われている。